

専門研修に関する協議

1 協議の趣旨

- 平成 30 (2018) 年 7 月に一部改正された医師法により、日本専門医機構等は、専門研修に関して厚生労働大臣の意見を聴くこととされ、厚生労働大臣は、日本専門医機構等に意見を述べる場合は、あらかじめ都道府県知事の意見を聴くこととされている。
- 都道府県知事は、地域の医療提供体制の確保に与える影響への配慮の観点又は研修を受ける機会の確保の観点から改善を求める事項がある場合は、**あらかじめ地域医療対策協議会の意見を聴いた上で**、厚生労働大臣に意見を述べることとされている。
- この度、厚生労働省から、日本専門医機構から提示された専門研修プログラム及び関連資料が提供されたため、**厚生労働省から示された確認事項について御協議いただきたい。**

2 都道府県による確認事項

厚生労働省から示された都道府県における専門研修プログラムに関する確認事項は、以下のとおり。

<厚生労働省通知(抜粋)>

日本専門医機構が提示した都道府県別・診療科別のシーリングを踏まえ、次に掲げる条件を満たすことなどにより、地域の医療提供体制に影響を与えるものではないこと。

- ① 従来の学会認定制度において専攻医を養成していた医療機関が、専攻医の受入れを希望する場合は、連携施設となっていること。
- ② 内科、小児科、精神科、外科、整形外科、産婦人科、麻酔科及び救急科については、都道府県ごとに複数の基幹施設が置かれていること。
- ③ 各都道府県のキャリア形成プログラムの運用において、各診療科別の専門研修プログラム定員配置が適切なものであること。
- ④ 各研修プログラムが都道府県内の医師確保対策や偏在対策に資するものとなっていること。
 - ・各診療科別のプログラム毎の定員配置が医師少数区域などに配慮されていること。
 - ・各プログラムの連携施設が、各都道府県の偏在対策に資するものであること。
- ⑤ 専門医の取得と併せて臨床研究に従事する医師を養成する臨床研究医コースをシーリングの枠外にて40名から設けること。
- ⑥ 特定の地域や診療科にて従事する医師を確保する観点から、地域枠からの離脱を防ぐことを念頭に、日本専門医機構は専門研修システム登録時に地域枠医師本人の同意を取得した上で、地域枠離脱に関する意向を都道府県に確認すること。

3 本県におけるシーリングの状況

- 2020 年度プログラムの専攻医募集におけるシーリングについて、本県はシーリング対象外であった。(参考資料 2 - 3 参照)
- 2021 年度プログラムの専攻医募集におけるシーリングでは、耳鼻咽喉科で 17 名(連携プログラム数 1 を含む)が上限となっている。(参考資料 2 - 4 参照)

4 確認事項における県内の状況等について

- 厚生労働省から示された確認すべき事項における本県の状況並びに今後の対応等については、資料 2 - 2 のとおり。
- なお、基本領域別の専門研修プログラムの申請状況については参考資料 2 - 1 を、個別の専門研修プログラムの状況については参考資料 2 - 2 を参照。

5 提示された専門研修プログラムに対する本県の意見(案)

提示された専門研修プログラムを実施することにより、本県の医療提供体制の確保に重大な影響を与えるものではないため、プログラムに対する意見なしとしたい。

ただし、シーリング(募集定員の上限設定)に関しては、以下のとおり意見することとした。

- 専攻医の募集定員に係る上限設定については、本県を含めた都市部の 5 都道府県に対して一律にシーリングをかけるものから、都道府県別・診療科別に、現在医師数と将来の必要医師数を比較して、その過不足に基づきシーリングを設定するよう見直しをされたが、頻繁な制度の見直しは地域医療に混乱を来すため、当面は現行ルールで運用を行うこと。
- 再度、都市部に対して一律にシーリングをかけるようなことがないようにすること。
- 今後、専攻医募集に関する運用の見直しを行うこととなった際には、都道府県の意見を十分に尊重し、制度の見直しが地域医療に影響を及ぼさないようにすること。

<参考>

専門研修に厚生労働大臣・都道府県知事の意見を反映させる制度

医師法第 16 条の 10

